

論点(第2回)

1. 特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理の原則について

事業者は、化学物質の危険性又は有害性、及び作業態様やばく露実態から、リスクに応じて必要な措置を合理的に決定しなければならないが、その講ずべき措置の考え方は、物質の性質や作業方法に基づくリスクの除去・低減を第一とし、さらに、残留リスクに対するリスク防止・低減措置が講じられるべきではないか。

具体的には、別紙のようなものが考えられる。

【参考】

労働安全衛生規則には、事業者には、有害原因の除去のため代替物の使用等必要な措置を講ずること(第576条)、ガス等の発散の抑制等のため局所排気装置の設置等必要な措置を講ずること(第577条)、保護具の備付け(第593条等)を義務付けるとともに、労働者に、事業者が命じられたときの保護具の使用を義務付けている。

【参考】

労働安全衛生法施行令別表第1には、爆発性の物等として一定要件を満たす物質を指定しており、労働安全衛生規則に、危険物の製造・取扱いにおける火気その他点火源の近接、加熱、衝撃等の防止(第256条)、作業指揮者の選任(第257条)、通風、換気、除じん等による爆発・火災の防止(第261条)、化学設備(危険物等を製造し・取り扱う設備)に対する規定(第286条から第278条)が定められている。

2. 危険有害性及びばく露の実態に応じた化学物質管理のあり方について

(1) 第2の胆管がん問題を防止するため、危険・有害性が明らかな(知見が確立している)化学物質について、化学物質を新規に採用する場合等に、リスクアセスメントを確実に実施させるため、義務とする必要があるのではないか。

また、その対象範囲についてどのように考えるべきか。例えば、危険・有害性が明らかな化学物質としてはどうか。その際、国による評価・認定のほか、国内外の権威ある機関における勧告も考えられるのではないか。危険・有害性に関する情報として、SDSが活用されるべきではないか。

(2) 事業者がリスクアセスメントを実施するに当たって、SDSの入手のほか、最低限必要なものは何か。例えば、化学物資の取扱いに慣れていない中小企業等が実施する場合には、簡易なリスクアセスメント・ツールであるコントロール・バンディングを活用することも考えられるのではないか。ほかにどのような方法が考えられるか。

【参考】

労働安全衛生法第57条の2に基づく文書（SDS）の通知制度は、特別規則の対象物質（一部除く。）のほか、米国労働衛生専門家会議（ACGIH）又は日本産業衛生学会が許容濃度を勧告する化学物質等が対象となっている。

【参考】

国は、ばく露実態によってはリスクが高くなることが懸念される化学物質を対象にリスク評価を実施しており、その結果に応じて、特別規則に規制するほか、がん原性が疑われる化学物質について指針により一定の管理を求めている。また、職業性疾病との因果関係のある化学物質について、労働基準法施行規則別表第1の2に例示列挙している。

3. 表示・SDS交付等の危険有害性情報伝達の促進等について

ラベル表示の対象物質を拡大すべきではないか。

また、その対象範囲についてどのように考えるべきか。例えば、ラベルについては、国際的にも化学物質の危険有害性情報の基本的な伝達ツールとして安全データシート（SDS）と一体的に運用されていることも踏まえ、我が国においても、SDSとラベルによる情報伝達が一体的になされるような方向で検討を行ってはどうか。

【参考】

労働安全衛生法第57条の表示制度（義務）は、特別規則の対象物質等107物質を対象としており、第57条の2の文書（SDS）の通知制度（義務）は、表示制度の対象物質に加え、米国労働衛生専門家会議（ACGIH）又は日本産業衛生学会が許容濃度を勧告する化学物質等が対象となっている。なお、これら義務の対象となっていない化学物質であって、危険有害性を有するもの全てについて、労働安全衛生規則第24条の14により表示が、第24条の15によりSDSが、それぞれ努力義務とされている。

別紙

講ずべき措置の考え方(案)

【有害性について】

1. 事業者は、化学物質の製造又は取扱において、次に掲げる措置により、労働者のばく露を防止し、又は可能な限り低減するとともに、健康障害の発生の可能性の度合の低減を図る。
 - ① 有害性が明らかな化学物質であって、有害性が極力低いものへの代替
 - ② 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、ばく露の程度の低減
2. 上記1の措置により、健康障害の発生の可能性を十分に低減できない場合には、次に掲げる優先順位で講ずべき措置を検討し、その検討の結果に基づき措置を決定する。
 - ③ 隔離室における遠隔操作、発散源を密閉する設備、局所排気装置の設置等の工学的対策その他必要な措置による作業環境中の化学物質等の濃度の抑制
 - ④ 製造し、又は取り扱う化学物質等に対応する保護具の備付け、及び③の措置を講じても労働者に対する健康障害を生ずるおそれがある場合に、労働者に保護具を使用させること

(※) 1の措置として、①及び②のいずれか又は組合せとして事業場において可能なものを検討し、当該措置により許容可能なりスク以下に管理できない場合には、2の措置を検討する。2の措置の検討に当たっては、③の工学的対策(として事業場において可能なもの)を優先する。

各段階では、検討の結果、当該事業場では可能な措置のない場合もあり得るが、検討の段階そのものを省略することはできない。

なお、事業場において可能な措置の判断(どこまで検討すべきか)については、作業態様等から事業者が決定する。

【危険性について】

1. 事業者は、化学物質の製造又は取扱において、爆発等の発生を防止するとともに、次に掲げる措置により、危険性による負傷の発生の可能性の度合の低減を図る。
 - ① 危険性が明らかな化学物質であって、危険性が極力低いものへの代替
 - ② 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、負傷が生ずる可能性の度合の低減
2. 上記1の措置により、危険性による負傷の発生の可能性を十分に低減できない場

合には、次に掲げる措置を検討し、その検討の結果に基づき措置を決定する。

- ③ 隔離室における遠隔操作、機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策その他必要な措置